

神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車又はプラグインハイブリッド車（以下「EV等」という。）の蓄電池としての活用促進と、太陽光発電の自家消費の拡大に向けて、ビークル・トゥ・ホームシステム（以下「V2H」という。）の導入促進を図るため、住宅や事業所にEV等及び太陽光発電システムと併せて新たにV2Hを導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) EV活用自家消費システム

EV等、V2H、太陽光発電システムを相互に連係させ電力の自家消費を行う設備群。

(2) 個人

神奈川県内に在住する、又はこれから在住する個人をいう。

(3) 法人

神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く）をいう。

(4) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間内の中途解約が原則禁止されているもの。ただし、契約期間が5年以上あるものに限る。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、県内の住宅（事務所や店舗などとの併用住宅を含む。）又は事業所（以下「住宅等」という。）に、新たにV2Hを導入する事業（以下「補助事業」という。）であって、次のいずれかの事業とする。

(1) 県内に新築する住宅等にV2Hを導入する事業

(2) 県内の既存の住宅等にV2Hを導入する事業

(3) V2Hが設置された建売住宅を取得する事業

2 補助事業は次の要件に全て適合するものとする。

(1) EV等と太陽光発電システムを新規に導入する若しくは既に導入していること。

(2) 太陽光発電システムで発電された電力の全部又は一部を補助事業で導入するV2Hを介してEV等に充電するとともに充電した電力を当該住宅等で消費することが可能であること。

(3) 第4条第1項に規定する補助事業者が賃借等している住宅等においては、当該住宅等の所有者の同意を書面で得ていること。

(4) 補助事業で導入するV2Hは、知事が別に定める要件を満たしていること。

- (5) 補助事業に係るEV等は、知事が別に定める要件を満たしていること。
- (6) 補助事業に係る太陽光発電システムは、知事が別に定める要件を満たしていること。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、補助事業を実施し、かつV2Hを所有する個人又は法人(以下「補助事業者」という。)とする。

- 2 共有している住宅等で補助事業を実施する場合は、共有者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。
- 3 V2Hをリース又は割賦により設置する場合は、リース事業者又は割賦事業者とリース又は割賦を受けるV2Hの使用者が共同申請を行うこととする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費のうちV2Hの導入に係る設備費とし、消費税及び地方消費税相当額を控除すること。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、前条の規定により算定した補助対象経費に別表1の補助率を乗じた額と補助限度額のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 第4条第3項の場合に、リース事業者又は割賦事業者は、リース又は割賦を受けるV2Hの使用人から領収するリース料又は割賦料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当額分を減額することとする。

(申請書の提出書類等)

第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、別に定める期日までに提出しなければならない。なお、同一の住宅に係る本要綱に基づく補助金の交付申請と神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱又は神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請を同日に行い、同様の書類を提出する場合には、第5号及び第7号に定める書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金事業計画書(第1号様式別紙1)
- (2) 補助事業に係る契約書(写し)又はこれに代わるもの(契約が未締結の場合は見積書(写し)又はこれに代わるもの)
- (3) 前号の契約書(写し)又はこれに代わるものに、V2Hに係る経費の額が明記されていない場合はV2Hに係る経費の額を証する書類
- (4) 仕様書等
- (5) 補助事業者が個人の場合は全ての補助事業者の住民票(発行日から3箇月以内のもの)、法人の場合は全ての補助事業者の定款(写し)及び商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行日から3箇月以内のもの)又はこれに代わるもの(同一の補助事業者が同一年度内に本要綱に基づく複数の申請を行う場合には、2件目以降の申請については、住民票、商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写しでも可とする。)
- (6) 補助事業者が法人の場合は、全ての補助事業者の役員等氏名一覧表(第1号様式別紙2)

- (7) 既存の住宅等において補助事業を実施する場合は、V2Hを設置する住宅等の建築確認済証（写し）又は登記事項証明書
- (8) 補助事業者が賃借等している住宅等において補助事業を実施する場合は、当該住宅等の所有者の同意書（第1号様式別紙3）
- (9) リース又は割賦にあつては、共同申請同意書（第1号様式別紙4）、設備のリース又は割賦に係る契約書（写し）（契約が未締結の場合は見積書（写し）又はこれに代わるもの）、リース料又は割賦料計算書及びリース料又は割賦料の算定にあたり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類及びリース又は割賦で設置する設備の使用者が個人の場合は使用者の住民票（発行日から3箇月以内のもの）、法人の場合は使用者の定款（写し）、商業登記簿現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3箇月以内のもの）又はこれに代わるもの
- (10) 補助事業者が複数の者の場合（リース又は割賦の場合を除く。）は、補助事業者を代表する者への申請手続きに係る委任状（第1号様式別紙5）
- (11) その他知事が必要と認める書類

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の決定）

第9条 知事は、第7条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の実施）

第11条 補助事業者は、第9条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、V2Hの設置に係る工事の着手とする。V2Hが設置された建売住宅等の引渡を受け取得する場合にあっては当該住宅等の引渡しとする。

2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、

次の事項に該当する期日のうち、最も遅い期日とする。

- (1) 新たに導入したV2Hの設置又は新たに導入したV2Hが設置された住宅等の引渡し
- (2) 新たに導入したV2H又は新たに導入したV2Hが設置された住宅等の代金の支払い完了
- (3) EV等を新たに導入した場合はEV等の登録の完了
- (4) 太陽光発電システムを新たに導入した場合は太陽光発電システムの設置の完了

(交付条件)

第12条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、V2Hの仕様等を変更する場合で、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日まで完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第13条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金変更承認申請書(第4号様式)知事に提出しなければならない。なお、リース又は割賦の場合は、変更承認共同申請同意書(第4号様式別紙)を添付するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金変更承認通知書(第5号様式)により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により、変更が適当であると認めなかったときは、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金変更不承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第9条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金中止・廃止承認申請書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。なお、リース又は割賦の場合は、中止・廃止承認共同申請同意書(第8号様式別紙)を添付するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当であると認めたときは、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書(第9号様式)により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金中止・廃止不承認通知書(第10号様式)により、通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第14条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実施状況報告書(第11号様式)により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期日とみなす。また、同期日までに第17条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に反したとき、又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金実績報告書（第12号様式）に次の書類を添えて、補助事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を実施した翌年度4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期日とみなす。なお、同一の住宅に係る本要綱に基づく補助金の実績報告と神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱、神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱又は神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱に基づく補助金の実績報告を同日に行い、同様の書類を提出する場合には、第2号、第10号及び第11号に定める書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 事業結果報告書（第12号様式別紙1）
- (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人の名義の口座に限る。）
- (3) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業に係る契約書（写し）及びV2Hのリース又は割賦に係る契約書（写し）を提出できなかった場合は、契約書（写し）又はこれに代わるもの
- (4) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、V2Hに係る経費の額が明記されていない場合はV2Hに係る経費の額を証する書類
- (5) 補助事業に係る支出を証する書類（写し）
- (6) 前号の支出を証する書類（写し）にV2Hに係る経費の額が明記されていない場合はV2Hに係る経費の額を証する書類
- (7) 設置完了証明書（第12号様式別紙2）
- (8) V2Hの出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの
- (9) EV活用自家消費システムの設備写真
- (10) 第7条に規定する申請書の提出の際に、補助事業で設備を設置した住宅等の登記事項証明書を提出できなかった場合は、登記事項証明書又は検査済証（写し）
- (11) 住宅等の引渡しを受けてV2Hを取得する場合は、住宅等の引渡しの期日を証する書類
- (12) EV等や太陽光発電システムを新規で導入した場合は、それらの導入を証明する書類

(13) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第18条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第9条又は第13条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県E V活用自家消費システム導入費補助金交付額確定通知書（第13号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第9条又は第13条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表2のとおりとする。

- 2 処分制限期間内において、補助事業により設置した補助事業の実施に要する設備等を処分しようとするときは、あらかじめ書面により財産処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(アンケート調査への協力)

第21条 補助事業者は、補助事業終了後に県が行う補助事業の効果を把握するための事項についてのアンケート調査に協力するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(届出事項)

第22条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人にあっては、住所又は氏名を変更したとき
- (2) 法人にあっては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係) 補助率

E V等を新たに導入する場合	補助対象経費の 1 / 3 又は 1, 000, 000 円の うちいずれか低い額
E V等を既に導入済みの場合	補助対象経費の 1 / 4 又は 1, 000, 000 円の うちいずれか低い額

別表 2 (第 19 条関係) 財産処分の制限

設備の種類	期間
V 2 H	5 年